

○これより議題第十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本委員は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十二議案第十三号 昭和五十八年度福

生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本委員について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 昭和五十八年度福生市一般会計補

正予算(第六号)につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、提案理由内容に入る前にその内容を一応今回の骨子について述べさせていただきます。

今回の補正につきましては五十八年度最終議会でもあり総じて事務事業費の精算的なものでありまして、歳入歳出とも既決予算に對して差額の増減を補正しようとするものでございます。なお第二表において事業費の精算に伴う地方債の変更もお願いするものでございます。それでは、最初に予算書に基きまして内容を御説明申し上げます。

まず一ページを開きいただきますと思います。総則でございますが、第一条において歳入歳出それぞれ一億一千六百九十四万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ百二十三億五千八百九十七万円と定めようとするものです。第二条は、地方債につきまして事業の精算、または許可変更の見込みが得られた分の増減変更をするものであります。

次に歳入歳出の内容について御説明を申し上げます。

二ページを開きいただきますと思います。各項における主なものを申し上げます。まず市税の六千二十五万円の追加補正は、市民税において四千九百八十三万円の追加補正で、個人所得割の期限後の申告及び更正

申告による普通徴収分と退職分離課税の特別徴収分の増によるものでございます。また法人税割における大手法人の業績向上による増額分三千七百六十四万円でございます。固定資産税七百五十一万円でございましては長期営農地解除と課税地目変更による調定増でございます。次の市たばこ消費税の百七十七万円の減額でございますが、これは喫煙者の減による売上本数の減が要因になっております。電気税の四百万円の追加補正につきましては消費量の増加によるものでございます。郡市計画税の六十八万円の追加につきましては固定資産税同様長期営農解除等による調定増によるものでございます。

次に地方交付税につきましては一千三百十六万二千円の追加補正でございます。御案内のとおり特別交付税の十二月分交付額が決定されたことによる当初予算の差一千三百十六万二千円を計上しようとするものであります。特交につきましては現在額一億四千三百十六万二千円と相なる次第でございます。したがって普通交付税を締めます交付税総額は十三億八千三百四十三万九千円と相なる次第でございます。

次に分担金及び負担金につきましては負担金二百九十一万八千円の追加補正で、これは福祉関連にかかわる老人施設利用者負担金と児童措置費負担金にかかわるもので、人員並びに所得階層の変更による増額分でございます。次の使用料及び手数料の八十三万三千円の減額補正でございますが、使用料においては四十四万七千円の追加補正で、これは道路占用料でございます。ガス管布設占用並びに工事用の足場かけ等の占用にかかわる占用料の増額。それから手数料につきましては百二十五万円の減額補正で、じんかい及びし尿の流量処理分で取扱件数の減額による補正でございます。

次に国庫支出金につきましては一千九百六十八万八千円の減額補正でございますが、国庫負担金につきましては福祉関連に伴う老人保護措置及び児童手当の対象人員減による減額と児童措置費の所得階層の変更に伴う増額分との相殺減額二千七十六万円でございます。次の国庫補助金百十五万二千円の追加補正につきましては幼稚園就園奨励費の補助率及び対象人員の減、また土木、教育関係の防衛補助及び文部補助の確定及び実績に伴う精算による増減相殺による追加補正額でございます。

次に都支出金一千四百五十一万二千円の減額補正でございますが、まず都負担金につきましてはすべて福祉関連事業によるもので、福祉手当支給対象者の減による精算分で三百二十六万四千円でございます。都補助金につきましては土木費として交通安全施設等整備事業の補助対象事業の追加が認められたことによる増額分八十八万九千円で、今回の総額が補助が七百二十二万二千円と相なります。ほかに都支出金といたしましては主に福祉関連事業費精算による減額で、増減を相殺いたしましたして九百五十三万三千円の減額補正でございます。次の委託金につきましては衆参議院選挙事務の実績に伴う精算減額百七十四万五千円の減額補正でございます。次に三ページをお開きいただきますと思います。財産収入の四千二百七十一万円の追加補正は都市施設整備基金等の積立金の運用による利子等の財産運用収入三千百八十一万一千円と財産の売却収入の一千九十九万九千円でありまして、これは市道廃道敷二件分の売り払いによる収入でございます。

次の寄附金でございますが、一千二百五十二万四千円の追加補正で、これは

宅地開発指導要綱に基づくものが三件で一千二百四十二万四千円と土木費寄附金として公園用ベンチ購入費として三井銀行福生支店から十万円寄附されたものと合計額でございます。

諸収入の一千百九十八万九千円の追加補正につきましては歳計現金運用等における市預金利子一千百三十三万三千円と雑入の九十八万六千円で保育園の管外からの保育所入所に対する措置費収入分でございます。

次に市債の関係につきましては八百三十三万円の追加補正でございますが、歳出関連事業における事業実績に基づく土木債、消防債の精算減額と教育債における四小講堂、二中増築、屋外運動場のそれぞれ実績に基づく増減相殺による追加補正額でございます。

以上、歳入補正額一億一千六百九十四万円の追加額で、歳入総額が百二十三億五千八百九十七万円と相なる次第でございます。

次に四ページをお開きいただきますと思います。まず歳出につきまして御説明申し上げます。

議会費については七十一万四千円の減額補正であります。これは費用弁償及び速記事務委託料の精算に伴う減額補正でございます。次に総務費の五百三十一万三千円の減額補正につきましては、まず総務管理費で三百二十五万九千円の減額で、主たるものは諸費における私立幼稚園児保護者負担軽減経費及び幼稚園就園奨励補助金の減額分百四十六万八千円で、その他は事務事業費の精算による減額でございます。戸籍住民基本台帳費四十八万三千円の減額補正は、住所表示板設置に要する経費の実績残額でございます。次の選挙費百五十七万一千円の減額補正につきましては、衆議院及び衆議院選挙の実績に伴う精算減額分でございます。次に民生費四千二百六万四千円の減額補正でございますが、社会福祉費において三千五千七千円の減額補正は、社会福祉協議会への委託料等の増額と身障、精薄、老人等の福祉手当の支給にかかわる対象人員の減による扶助費の減額分との相殺額でございます。次の児童福祉費におきましては、一千九百九万七千円の減額でございます。

でございますが、これは児童手当及び措置委託料にかかわる対象人員の減によるもの等が主たるものでございます。生活保護費につきましては被保護者の人員減による扶助費の精算減で三十九万円の減額と相なるものです。

次に衛生費百五十五万円の減額補正でございますが、保健衛生費において五十七万二千円の減額補正は、予防接種の対象人員の増による委託料の増額分と公害事務に要する分析委託料の不用額との相殺分でございます。清掃費におきましては、三多摩地域廃棄物広域処分組合の負担金の確定による追加額三十万九千円。総額が負担金といたしまして、一千二百四万六千円と相りました。また、し尿汚泥運搬費の精算減額との相殺によりまして、相殺額の九十七万八千円を相殺いたしました。清掃費の関係につきましては減額と相なる次第でございます。

次に労働費の失業対策費三十八万三千円の減額につきましては、失業対策就労者への期末手当の精算減額でございます。

農林水産業費の農業費百三十万三千円の減額につきましては緑化推進事務事業の精算による減額でございます。

次に商工費につきましては六十一万円の減額補正、これは中小企業振興資金貸し付けに要する経費の審査会委員の報酬と中小企業振興資金利子補給金及び信用保証協会保証料の見込み額精算分でございます。

次の土木費でございますが、都市計画費において百十万二千円の減額補正で航空測量委託の入札差金による減、残金の減による分と、それから加美緑地の用地買収費の実績等により残金となっております。主なものはまた先ほど歳入で申し上げました寄附金に基づき公園設置ベンチ購入費の追加を含めた相殺により減額と相なります。

それから五ページをひとつ開きいただきますと思います。消防費四百十三万六千円の減額は、消防施設費における消防車庫新築工事及び防炎貯水槽、また災害対策費における備蓄庫及び耐

震性貯水槽の実績に基づく工事残金等でございます。

次に教育費につきましては二千九百七万六千円の減額補正でございますが、まず教育総務費の四十三万二千円の減額補正につきましては、育英補助金受給者減による補助金の減額でございます。二十名の予算のところが十四名が確定いたしましたので六名分の減額による減でございます。

小学校費一千二百九十六万七千円の減額補正は、学校整備費のうち第四小学校講堂防音改築工事の精算残一千二百七十四万二千円が主なるものでございます。次の中学校費六百三十九万九千円の減額補正でございますが、主なるものは学校整備費のうち第二中学校増築第七期工事の五百五十九万六千円で、その他は精算的減でございます。

次の学校給食費二百六十八万円の減額補正につきましては調理等の経費に要した光熱水費の減額でございます。次に社会教育費の六百六十八万八千円の減額でございますが、その主なるものは文化財保護費における事務事業の精算減百五十四万円。市民会館光熱水費の減額二百九十五万円、これと屋外運動場用地買収費の実績残額

百七十七万七千円等で、その他は図書館費に依る事務事業の精算残額でござります。

次の公債費六百一十六万六千円の減額につきましては繰り上げ償還に伴う工事事業債、義務教育事業債の利息並びに一時借入金利息の減額でござります。

次に諸支出金でござりますが、二億五千四百二十三万五千円の追加補正につきましては、各基金の、これは各事例に基づく基金により生ずる収益については予算でもって積み立てるということになっておりますが、この利息でございまして、第二項の都市整備基金につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました宅地開発指導要綱に基づく寄附金一千二百四十二万四千円と、さらに今回一般財源の剰余金を今後の財政運営のため二億一千万円を積み立てようとするものでございまして、したがって、積み立て総額が二億三千五百五十六万四千円と相りる次第でござります。

次に予備費でござりますが、歳入歳出増減調整するものでございまして、今回の予備費で調整しております。

以上、歳出合計一億一千六百九十四万円の追加補正で、歳出総額百二十三億五千八百九十七万円と相りる次第でござります。

次に六ページをお開きいただきたいと思います。第二表 地方債の補正でござりますが、これは事業の実績、精算、または追加により許可が見込まれるものであり、それぞれ申請に基づき対象事業費等の変更により限度額合計四億四千六百六十万円を四億四千九百九十万円に変更しようとするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でござります。

以上、はなはだ雑駁な説明でござりますが、慎重御審議いただき、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明を終りたいと思っております。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 一つだけお聞かせください。

いまの説明にありました諸支出金のところの都市施設整備基金の積

み立てと、四番の財政調整基金のことなんですが、これが都市施設整備基金を見ましても予備費からも充ててこれだけの基金がなっている人だらうというふうに思うわけですね。これは何か当然にお考えがあらうというところはわかりますけれども、具体的に何か何か、そういうものがありましたか、それを教えていただきたいと思ひます。

ただ帳じりを合わせるためにここに積み立てるということじゃないというふうには思ふんですが、それは特にこの都市施設整備基金については何らかの思惑があるのかどうか。

○企画財政部長(生子国利君) 基金の積み立てにつきまして御答弁申し上げます。

やはり都市施設整備基金につきましては将来的なやはり財政を考へながらやるべきなんですが、これからまだ五十九年度における事業と裏負担、それから六十年年度における公園整備、緑地買収、これらが十億や二十億の金は当然のとおり裏負担が必要になつてくるんじゃないかと思ひます。特に雨水排水等の関係につきまして今後これらも配慮しな

ければならぬ。そういう公共的なもので維持補修というものも考へるしなればならぬということも配慮しながら財源的にはできる限り一応留保したいというふうな考へ方に立つて一応今回の積み立てをしていきたい。特別にこれとして、これに充てるんだということについては目的基金を持つておきますので、それからの方へ積み立てていくという方法になりますので、現在のところ流動的にそれに使えるような財源の将来的な考へで今回基金に積み立てたいということです。

予備費につきましては見通しをつきまして今回の予備費についてはこの程度あれば三月いっぱいまでは十分いけるといふふうな考へ方で、十分対応についてはこれでいけるといふ考へで、一応予備費で全体的な調整をしながら基金へ積み立てを行つていくということでございます。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終つております。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十三号は総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十三号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十三 議案第十四号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 御指名をいただきまして、議案第十四号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)について提案理由とその内容について御説明を申し上げます。まず一ページの総則でございますが、歳入歳出の予算額の補正で、今回七百四十万七千円を追加し、それだけ十二億六千二十四万五千円と定めようとするものでございます。

次に第一表の歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。二ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますけれども、国庫支出金の補正額といたしまして二百七十一万六千円は、国庫負担金で三百十二万四千円、これは事務費でございます、事務費の負担金の増でございます。一方、国庫補助金におきましては四十万八千円の減額でございますが、これは保険税の軽減対象者の増によります二百六十八万三千円の増額との相殺と、それから臨時財政調整交付金で三百九万一千円の減額、これが減額でございます。これは、減額の方は交付基準の変更に伴います減額及び対象医療費の減によるものでございます。

次に邵支出金でございますが、百二十七万七千円は補助金で給付費の実績及び推計による二十一万円の増。一方、老人医療費に伴う保険者の負担の増補助金が百五十万九千円の減、これは(福)対象医療費の減によるもの、高額療養費の補助金の二百五十万七千円、これは国の臨時財政調整交付金でございますが、この減に対する邵の補助金が増額になるものでございます。

諸収入におきまして三百四十一万四千円は預金利子百八十三万八千円、雑入百五十七万六千円でござりますが、これは第三者行為による納付金百四十四万八千円、返納金十二万八千円で、今回の補正歳入合計が七百四十万七千円と相なるものでござります。

次に歳出でござりますが、総務費におきまして事務費の国保の交付金の増による財源の内訳の変更でござります。

保険給付費一千二百八十一万一千円の減は歳入補正に伴う財源の内訳の変更と高額療養費の対象件数の減によるものでござります。

公債費百三十三万二千円の減は一時借入金金の不用額による減でござります。

予備費二千五百五十五万円は財源調整によるものでござります。

この補正の歳出合計が七百四十万七千円となり、これによりまして歳入歳出合計が十二億六千二十四万五千円と相なるものでござります。

以上で説明を終らさせていただきますが、慎重御審議を賜りまして、原案御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明を終ります。

わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十四議案第十五号 昭和五十八年度福生市福生郡市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第十五号昭和五十八年度福生市福生郡市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第三号)について御説明を申し上げます。

本予算は福生駅東口地区区画整理事業の最終予算でございまして事業開始以来十年をかけて行われました本区画整理も二月二十九日の報告をもって完了いたしましたわけでございます。三月一日より新しい福生市東町が誕生したわけでございます。その間、御指導賜りましたことを厚く御礼申し上げます。次第でございします。

では、内容につきまして御説明申し上げます。

まず一ページの総則でございしますが、第一本におきまして歳入歳出それぞれ百五十一万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六千九百七十六万九千円と定めようとするものでございします。

次に第一表の歳入歳出予算の内容でございしますが、四ページからの明

細書により御説明申し上げます。

四ページをお開きいただきしたいと思います。まず歳入でございしますが、郡

支出金の土不費委託金でございします。三万二千円を補正いたしたいものでございします。これは区画整理事業の許可事務の委託料でございします。

次に預金利息でございしますが、百四十八万四千円を計上いたしました。

次に五ページをお開きいただきしたいと思います。諸収入の換地清算

金でございしますが、先般の議会で清算金の「清」の字が「米」へんを使っていたわけですが、これは「さんずい」ではないかというふうな御意見、御指摘をいただきました。研究いたしました結果、さんずいが正しいということにございまして、ことに恐縮でございしますが、この変更をさせていただきましたというものでございします。なお、歳出の諸支出金の換地清算金もこれと同様なことがございします。その点よろしく願いたいと思ひます。

以上、歳入合計は百五十一万六千円の補正でございします。

次に歳出でございしますが、六ページをお開きいただきしたいと思います。総務費の一般管理費でございしますが、これは財源内訳の変更でございしま